

平成29年9月15日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	10 番	松本末治
3 番	樋口作二	11 番	光武学
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	迎英昭

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
総	務	納	塚	眞	琴
市	民	有	森	滋	樹
産	業	橋	村		勉
建	設	栗	林	雅	彦
会	計	吉	田	範	昭
総	務	大	代	昌	浩
人	権	江	口	清	一
企	画	土	井	正	昭
企	画	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	中	島	憲	次
福	祉	染	川	康	輔
保	険	田	崎		靖
農	林	下	村	浩	信
産	業	橋	口		浩
商	工	藤	家		隆
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

---

平成29年9月15日（金）議事日程

開議（午前10時）

- 日程第1 議案第45号 平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第46号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第47号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第48号 鹿島市中村住宅整備事業の事業契約締結について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議員提案第1号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 議案第45号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案第45号 平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

おはようございます。議案第45号 平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書は20ページとなっております。この案について別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。補正予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に273,310千円を追加し、補正後の予算の総額を13,350,827千円といたすものでございます。

地方債の追加並びに変更は、第2表 地方債補正によります。

2 ページをお願いいたします。

2 ページから 6 ページにつきましては、今回補正の集計表となっております。

7 ページをお願いいたします。

第 2 表 地方債補正でございます。

追加分の災害復旧事業は、豪雨災害に伴うもので700千円の補正をお願いいたしております。

変更分の基幹水利ストックマネジメント事業は、県工事負担金の増額に伴い、5,300千円から5,400千円に100千円の増額。

社会資本整備総合交付金事業（井手・西葉線整備事業）は、県工事負担金の増額に伴い、25,600千円から28,300千円に2,700千円増額いたしております。

臨時財政対策債は、発行額の確定に伴い、308,000千円から373,748千円に6,252千円の減額となっております。

8 ページから 9 ページにつきましては、今回補正の事項別明細書となっております。

10ページをお願いします。

歳入について主なものを御説明いたします。

11款 1 項 3 目．災害復旧費分担金は874千円を増額いたしております。災害復旧事業実施に伴う地元分担金となっております。

11ページをお願いします。

13款 2 項 6 目．教育費国庫補助金は313千円を増額いたしております。幼稚園就園奨励費補助金の増額で制度改正に伴うものでございます。

12ページをお願いします。

14款 2 項 1 目．総務費県補助金は750千円を増額いたしております。さが未来スイッチ交付金の随時募集分による増額でございます。

同じく 2 項 4 目．農林水産業費県補助金は、総額10,294千円を増額いたしております。

2 節．農業費県補助金で、佐賀県タマネギべと病緊急特別対策事業費及び整備事業費補助金294千円を増額いたしております。

4 節．水産業費県補助金で、漁港海岸漂着ごみ緊急対策事業費補助金を10,000千円新規に計上いたしております。

2 項 8 目．災害復旧費県補助金では、現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業補助金を1,749千円増額いたしております。

13ページをお願いします。

16款 1 項 1 目．総務費寄附金は、株式会社 J A ビバレッジ様から地域振興のために御寄附をいただきましたので、262千円を計上いたしております。

同じく 3 目．教育費寄附金は、森鉄鋼株式会社様、祐徳自動車株式会社様から青少年教育

振興のために御寄附をいただきましたので、1,000千円計上いたしております。

14ページをお願いします。

17款1項1目．基金繰入金は、総額50,677千円の減額でございます。財政調整基金につきましては、繰入金を52,000千円減額いたしております。ふるさと人材育成支援基金繰入金は、中体連九州大会や全国大会及び鹿島小学校ファンタジーブラスバンド九州大会への参加補助のため、1,323千円増額いたしております。

15ページをお願いします。

18款1項1目．繰越金は、平成28年度の決算が確定いたしましたので、305,459千円を繰越金として補正を行っております。

16ページをお願いします。

19款5項6目．雑入は、総額6,038千円の増額ございまして、エイブル指定管理委託料返還金3,177千円、市民会館指定管理委託料返還金141千円、地域の文化・芸術活動助成金2,100千円などとなっております。

17ページをお願いします。

20款1項．市債は、総額2,752千円を減額いたしております。

歳入の説明は以上でございます。

次に、歳出につきましては議案説明資料により御説明申し上げますので、別冊の議案説明資料をお願いいたします。

8ページから10ページにつきましては、今回補正の増減比較表でございます。

11ページから12ページにつきましては、歳入の内訳でございますが、説明は省略させていただきます。

13ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを御説明申し上げます。

ナンバー2の基金積立金管理は、地方財政法第7条第1項の規定により、決算剰余金のうち、2分の1相当額を基金に積み立てることとなっております。したがって、153,000千円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

ナンバー4の一般社会福祉は、平成28年度までの事業の精算に伴う国県補助金等返還金を45,008千円計上いたしております。

ナンバー5の農村運動広場維持管理は、北鹿島運動広場防球ネット設置工事でございます。1,033千円を増額いたしております。

ナンバー7の森林・山林多面的機能発揮対策事業は、制度改正に伴い、新たに市負担金883千円を計上いたしております。

ナンバー8の漁港海岸漂着ごみ緊急対策事業は、浜、七浦、飯田の3漁港の漂着ごみの除去委託料ございまして、15,000千円を計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

ナンバー9のラッピングバス事業は、佐賀、武雄、嬉野、太良方面への路線バスに鹿島市の観光拠点をラッピングしたバス1台を運行し、観光客誘致を図るものでございまして、業務委託料1,500千円を計上いたしております。

ナンバー10の道の駅鹿島整備事業は、平成31年度の干潟交流館の完成に合わせまして、駐車場の一部を整備するために、実施設計業務委託料18,000千円を計上いたしております。

ナンバー11の経常経費は、市道横断側溝改修工事に伴い、2,500千円増額いたしております。

ナンバー12の都市計画道路井手・西葉線整備事業は、当該事業における県予算の配分の増に伴い、3,000千円を増額いたします。

ナンバー14の幼稚園就園奨励費補助金は、補助対象限度額の一部改正に伴いまして1,304千円を増額いたします。

ナンバー15の小学校施設整備事業は、浜小学校における防犯カメラ設置工事充当分でございます、2,468千円を増額いたします。

ナンバー16の児童奨励対策事業は、鹿島小学校ファンタジーブラスバンド九州大会への参加補助206千円を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。

ナンバー17の生徒奨励対策事業は、中体連九州大会及び全国大会への参加補助として1,117千円を計上いたしております。

ナンバー18の一般経常は、青少年活動事業交付金として田澤記念館に1,000千円を計上いたしております。

ナンバー19の地域の文化・芸術活動助成事業は、一般社団法人地域創造の助成事業の採択によるものでございまして、2,100千円を計上いたしております。

ナンバー20の現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業は、梅雨前線豪雨により被災されました農地1カ所分の復旧事業として3,516千円を計上いたしております。

ナンバー21の予備費で329千円を減額し、財源調整を行っております。

16ページをお願いいたします。

県営事業負担金の一覧でございます。この表の括弧書きが今回の補正分でございます。

今回の補正予算の主な内容は以上でございます。

なお、17ページには市債現在高の見込みを、18ページには積立基金の状況を掲載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3番樋口作二議員。

**○3番（樋口作二君）**

議案説明資料の13ページの一番最初説明がございませんでしたけれども、危険な空き家等除去事業補助金ということについてお尋ねをしたいと思います。限度額500千円というふうなことですけれども、この補助金をいただくに当たってはどのような決まりと申しますか、どのような状況の中において、この補助金が支給されるという決まりを教えてください。

**○議長（松尾勝利君）**

大代総務課長。

**○総務課長（大代昌浩君）**

危険な空き家について、助成の方法についてお答えします。

まず、この危険な状態というのはどういったものかといいますと、著しい老朽化、または台風等により倒壊し、または、一部が飛散することにより、他人の生命、身体、財産に危害を及ぼすおそれがある家屋、それからまた、不特定多数の侵入、その他の不法行為により、犯罪、または火災のおそれがある家屋を危険な空き家と申しております。

それで、補助までの流れを説明しますと、まず、地元の住民の方から危険な空き家があるというような情報、相談を受けまして、その後、市のほうで実態調査を行い、それが危険な状態であると認めた場合は、所有者を確認しまして、調査をしまして、助言、または指導、それから、勧告、命令といったことを行いまして、解体に至ることになります。解体する場合、助成を受けることができる方というのは、所有者が市民税の非課税世帯であることとか、営利を目的とする事業者ではないということ、それから、危険な空き家が所在する区、例えば、区長さんが代表になりますけど、区やその他の地元団体が所有者の委任を受けて措置を行った場合が助成の対象になるということになります。空き家の条例、規則、それから、補助金交付要綱に基づいて助成をするものでございます。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

3番樋口作二議員。

**○3番（樋口作二君）**

そうしますと、まず、危険な空き家であるということをしてからということで、困っているような状況も幾つか耳に入ってくるわけですが、その補助金等を得るために交渉をする、例えば、その家主の人と交渉をする、多分そういう家庭はそこにおられないとか、そういう所有者が誰か実際よくわからないという状況があるかなというふうに思うんですけど、そういったことを調べたり、調査したりしてくれるのも市当局でなさってくれるのか、それとも、先ほどおっしゃった地区の区長さんとか、そういう方がなさるのか、その辺はいかがでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

空き家で近所の方が困っているということで相談を受けるケースがほとんどですが、そういった場合、近所の方が直接調査をしたり、区の方が調査をすることはなかなか難しいと思います。相談を受けた場合は、市のほうで所有者を確認する。

この確認をする、所有者を特定することが、これまで個人情報の保護の関係で市のほうでも総務課ですることができませんでした。空き家対策の推進に関する特別措置法というのが平成27年5月に施行されまして、そこで調査権で税情報を総務課のほうが入手することができるようになったということで、こういった調査は全て市のほうで調査をして所有者を特定するというような流れになっておりますので、御近所の方が調査をするということはございません。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

力強い言葉、ありがたかったです。いろいろ困っている方たちにも情報を分け与えまして、速やかに対処できるようにしていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。1点だけお尋ねしたいと思います。

決算のときもちょっと触れようとしておりましたが、28ページの住宅管理費のところでは修繕料ということで上がっておりますが、先ほどの説明では退去時の補修ということになっていたと思いますが、住宅を出られるとき、修繕をされるのは大体どの程度までなさるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

退去されるときの修繕の程度ということでよろしいでしょうか。通常、都市建設課のほうで管理しております市営住宅の修繕等については、退去されるときに、その部屋に住まれた方と一緒に確認をして、退去修繕ということで、特に大きなものとしては水回りとか、あとは壁とか畳とか、次の方が住まわれる上での最低限、やはりそういう環境を整えておくとい



うことで退去時の修繕等は行っております。

ちなみに、日常的な入居者からのふぐあいとかという分は、通常、平日の業務も含めてですけれども、土日、時間外含めて、担当のほうで適宜対応させていただいて、軽微な修繕等も都市建設課のほうで行っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、いろいろとおっしゃいましたが、例えば、畳ですね、畳がえは完全に入れかえをなさるときに新しいものになさっているんですか、その辺をお伺いします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

畳についても通常の家屋と同様に、傷みが少ないものは表がえぐらいで表面をかえて、あとはやっぱり傷んで、例えば、もう下地自体が使えない状態のときは丸々かえるという、適宜その状況を見ながら対応させていただいております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろいろあると思うんですが、特に畳においては非常に傷みがひどいとか、いろいろおっしゃいましたが、どれくらいの程度なのかというのは、私はその人たちの判断ではわかりません、自分が入ったとした場合に、今まで皆さんがお住まいになっていて、非常に少しでも汚い状況だということになりますと、やっぱり生活する上で嫌ですよ。やっぱり畳なんかは入れかわるときに十分にかえていくというような対応は必要だと思うんですよ。

じゃ、今回修理費用として上がっている中で、畳がえがどれくらいあったんですか。わかりますか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

今回の補正に伴います畳がえというのは今回含んでおりませんが、あくまでも現場を見た中で、傷みぐあいで、やはり次の方の入居上、幾つかかえたほうが良いというところを対応させていただいて、今回の補正をお願いしたいというふうに計上しております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

現実の問題として、お入りになって畳がえがしていなかったなので、畳をかえない状況が生まれてお願いをしたら、自分でかえろというようなことを言われたということがあります。

それはそれとしまして、今、例えば、先日も申しましたが、市営住宅、非常に古くなっています。特に西峰団地というのはもう古いですね、50年ぐらいなっているでしょう。超しているんですかね——と思います。ですから、畳をかえるにしても、まず、その下の床板自体がもう耐えられない状況になっているのが非常に多いようですが、そういう面についてはどう対応されていくのか。かえるにしても床板がそういう状況では十分じゃないということがありますので、そういう面についての点検などをどうされているのかですね。床板が悪いと、畳の傷みも特にひどくなってくる状況もありますが、その辺どうなんでしょう。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

畳については、もちろん言われるとおり、下地の板、あるいは基礎的な部分がありますけれども、ここがやはり傷んでいるときは畳にも影響があるということで、下地のほうは市のほうで確認をした上で、畳の本体の特に傷みがひどい場合、あるいは今、言われた下地のほうですね、このほうの確認も踏まえて、市のほうで適宜対応をさせていただいているということで御判断いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

畳の下の床板ですね、これを対応してくれと言ったら、そこをしたら、ほかのところもせんといかんということで断られているんですがね。何遍も言いますが、もう既に西峰団地なんかは古いので、これは全部かえなくちゃいけない状況はあると思うんですよね。しかし、一遍にということになりますと、そうでしょうけど、やっぱり修理をしなくちゃいけないときに、そういう状況で自分でせろとか、それから、今までもありますよ、ちょっとしたことやけんということで、もう言い切らんで自分でしたというような、そういうこともあり、今回の補正には関係ありませんがね。

ですから、やっぱり一番重要なそういう部門については、ちゃんと対応していくというこ

とをしないと、本当にどこであっても、家賃が安いからであろうが、高かろうであろうが、住む以上はやっぱり皆さんが安心して住めるような状況をつくり出していかんといかんと思いますのでね。

もういろいろは申しませんが、今後の対応としてその辺をお願いしたいというのと、畳がえについては、やっぱり住民の方の要求に応じてちゃんと取り組むというようなことを私はさせていただくことをお願いして終わりますが、何かありましたら、どうぞ。

**○議長（松尾勝利君）**

岩下都市建設課長。

**○都市建設課長（岩下善孝君）**

松尾議員の言われるとおり、西峰住宅についてはいつも入居者の方にお会いされているということで、部屋、部屋の状況とか、あるいは個人のお悩みとか、いろいろあろうと思います。先ほどちょっとお答えしましたとおり、特にひどい場合は、本体の躯体とか、あとそれに付随する状況を見て、当然市のほうで対応しなければならないということは、もう常々お答えしているとおります。

あと一つ、やはり使用者の方の使用される状況によっては、例えば、先ほど申しました畳の傷みぐあいとか含めて、表がえも基本的には使用者の方の使い方を見ながら対応していただくケースもございますけれども、畳の本体の入れかえとか、そういう部分は市のほうで先ほどお答えしましたとおり状況を見て対応、修繕等を退去時にさせていただくということで、基本的には御判断いただきたいと思います。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

ほかに質疑ありませんか。1番杉原元博議員。

**○1番（杉原元博君）**

1番議員杉原でございます。私のほうから何点か質問をさせていただきます。

議案説明資料の14ページ、ラッピングバスについてですが、最近、このラッピングしてあるようなバス、例えば、キャラクターなんか描かれているようなバスをよく見かけたりもするんですけども、この観光誘致を図るためのラッピングバスというのはいつから運行をされるのか、まずお聞きしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

藤家商工観光課長。

**○商工観光課長（藤家 隆君）**

お答えいたします。

ラッピングバスにつきましては、先ほど杉原議員がおっしゃられたとおり、バス本体の各面を特殊なフィルムシートで加工し、長期間維持可能なため、動く広告媒体として注目度や

宣伝効果の高いPR方法となっております。

今回、さが未来スイッチ交付金事業の追加募集がございましたので、9月補正に計上したところでございます。

運行は、補正予算可決後、県へ交付申請を行いまして、交付決定後となりますので、予定では来月の10月から3年間の運行を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

この事業というのは、県のほうから半分の補助があるわけなんですけれども、佐賀方面、武雄方面、嬉野方面、太良方面というふうに書いておりますが、これは1台を運行してあるんですが、佐賀行き、武雄行きとかという、それぞれ1台なのかですね、ちょっとそこを教えてくださいいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

路線バスの運行に関しましては、鹿島市から佐賀市へ、例えば、1日何往復という運行ではなくて、鹿島市から佐賀市へ行った後、そのバスが今度は武雄市まで運行し、その後は嬉野市へ行くという何パターンかのローテーションを組まれて運行されますので、始発の朝の6時ぐらいから最終の午後9時ごろまで運行する形となりまして、バス1台での運行になります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

わかりました。

それでは、次の質問に移ります。

説明資料の13ページ、先ほど樋口議員のほうからも質問がありましたが、危険な空き家の件について質問をいたします。

今回、この危険な空き家の除去ということで、市民の方から通報があったということでしたけれども、現状、市民からの通報を待っているだけの状態なのか、それとも、何らかの方法でこういった危険な空き家に関して定期的な点検とかをしておられるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

定期的な点検を行っているかという御質問ですけれども、総務課のほうで平成24年に嘱託員を通じて調査をした経過がございます。そのときは大体市内で81件の空き家があるというような、管理不全の家屋があるというような情報を得ております。その後はこちらから積極的な調査というのは行っておりませんが、今、こちらのほうに相談、情報提供があっている件数が大体11件ほどございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

そうしましたら、今現在、市のほうに相談があっているというのが11件と答弁されたんですが、実際、市のほうで危険を伴っているような空き家の現状について、把握されているのはその11件だけということよろしいのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

先ほど申しました11件というのが、情報提供、相談があった件数でございます。その中でこういった危険な空き家等に該当するかどうかというのは、また別の問題でございます。隣近所に安全が確保できないという状態とか、防犯上よろしくないというような状態を、今、この11件のうちから幾つか調査をして所有者を確認している最中でございますので、全てが危険空き家と特定したわけではございません。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

現在、台風も接近をしております。さらに、7月には北部九州で豪雨災害もありましたけれども、そういった災害によって、また、こういった2次災害が起きないとも限りませんので、そこはやっぱり十分に危険な空き家というのは何らかの方法で点検をする必要があるのではないかなというふうに思っております。本当にもう2日後には非常に大きな台風が来ているというふうなこともありますので、これからはやっぱり災害については特に注意が必要だと思いますが、再度その辺について、今後の市の対応をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

議員おっしゃるように、台風18号が接近しておりまして、恐らく風が今から強くなりますので、そういった場合は、やはりうちの防災行政無線、屋内放送システムで注意喚起を促して、そういった家屋があれば注意をしていただくように、所有者の方も注意をしていただくようお願いをしていきたいと思っております。

それから、いろんな情報提供で住民の方から台風が接近しているけれども、雨戸が外れそうになっているとか、そういった情報提供はありますが、そういったときは直接もう所有者のほうに確認してきちんと戸締まりをしていただくようお願いはしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

わかりました。

私も今度の一般質問で災害対策についてする予定にしておりますので、質問はこの辺で終わりたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

9番議員の伊東です。2点ほど質問させていただきます。

議案説明資料は13ページ、それと一般会計補正予算は24ページ、この漁港管理費15,000千円、豪雨災害の折に漂着したごみの撤去ということで、県から10,000千円、市のほうから5,000千円。非常に早い対応でよかったと思っております。それに関連してですが、一般質問で樋口議員もちょっと質問されていますから、あんまり深くは聞きませんが、ちょっと気になるのが、今の有明海について水質はどうかかなと。これと一緒に水質調査の補正は必要なかったのかなという気がしているんですね。片方、新聞で見ると、竹崎かには出足が好調であるとか書いてあります。では、今からノリの養殖は始まっていくわけですが、そこに関しては水質調査等は現在行っているのか、それについてお答えください。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

水質調査については、当初予算で環境下水道課のほうで海域調査ということで委託をしておりますが、その中で行っていきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今の答弁、当初予算のほうで水質調査を行っていきたいとおっしゃっていますが、私は今の現状がどうなのかと聞いているんですよ。それはわかっているんですか。それをお答えください。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、農林水産課のほうの水産業の立場からお答えをいたしたいと思います。

7月上旬の九州北部豪雨によりまして、大量の淡水が筑後川から流れ出ております。こういったことで有明海の水質が貧酸素水塊が発生する可能性があるということで調査を確認しましたところ、確かに発生している箇所はあるということでお聞きをしております、これがどのような影響でなってくるかという、サルボウなどの死滅等の被害が今後予想されるのではないかというふうに心配をいたしているところでございます。

貧酸素水塊と申しますのは、大雨等降った場合に雨水が有明海の海水と混ざらなくなって、そこで酸素が消費され、そういった生物に影響を与えるというふうなことが確認をされているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございました。そこのあたりは今からノリの養殖ずっと始まっていきますから、しっかりとやっていただきたいと思っております。

平成28年度の売り上げを考えると、冷凍網、やはり余りよくなかった。赤貝もよくない。そして、夏場にちょっとここ数年発生したクラゲについても、そんなに漁業者の方の収入源とはなっていない。そういう中で次のノリの養殖にかける思いは強いと思いますので、しっかりとそこのあたり——もし、何かあった場合は即12月補正でも入れていく、そういうふうな対応をお願いしたいと思います。

あと一点質問します。

補正予算書の27ページ、街路事業費、ポケットパークの花壇の土かえ業務委託料198千円、

これは新町商店街から要望が出ていて、その交番横のポケットパーク、あそこが非常にもう土自体がちょっと悪くなっていて、雑草が余りにも生えるということで、1回ここの土の入れかえをしてくださということで要望をして、こういうふうに補正を組んでいただいて、よかったと思っております。

ただ、今後考えないといけないのは、このポケットパークに限らず、さまざまな都市公園であつたり、住民の方とか、そのまちの方に管理を委託している、これは協定を結んでいるわけでもない、自主的にお願いをしますというふうな形になっています。しかし、高齢化は進んでいる、手伝いたいのは山々だけど、やはりその労働に関しては、ちょっと無理なところもあると。そういうふうなことを考えると、今後、この樹木、花壇にしろ、さまざまなそういうふうな管理体制を再度考え直す必要があると思っておりますが、それについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今回の補正に上がっておりますポケットパークの土の入れかえに伴う市内の公園等の維持管理について、今後の管理体制の考え方ということでお答えいたしたいと思っておりますけれども、今回は中心商店街の中の一番メインの公園ということで、憩いの場として、やはり雑草等が生い茂っているということで、土の入れかえによって雑草の種がないようなやつを選択して、なるべく入れかえて状況を見させていただくということで対応をさせていただいております。

全体的に幾つかやはり人が集まるところにそういう管理上雑草等で見苦しい点がある場合は、基本的に、先ほどちょっと伊東議員言われたんですけれども、協定というのはないにしても、これは憩いの場として公園等をつくるときはどうしましょうかと、地元のほうに必ず公共施設等をつくる時は投げかけて、そして、どういう形がいいという案を出していただいて、行政のほうでハード、ソフトも含めて、整備に努めるというのが通例でございます。

その中で、やはり年月とかたつて、その場所が傷んだり、あるいは先ほど高齢化というふうな、労働の管理体制の難しさはありますけれども、これという結論はなかなか言いにくいんですけれども、まだ継続して地元のほうで何らかのソフト的な対応で今回のようにできる分はなるべく環境上好ましい場所として、憩いの場所として継続をしていただきたいと、ボランティア的になりはするんですけれども、お願いしていければと。ただし、どうしても管理上無理だということは、その土以外の現在のいろいろ公園の設備、施設等のやり方もございますので、土を使わなくても景観上憩える場所とか、そういう対応も考えてはいきたいと思っております。

以上でございます。



○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今、答弁の中であったように、やっぱりまちの景観、これに非常に寄与していると思うんですね。先日も議会報告会の中でも質問等が出ていて、県土、これの樹木もですが、その下の雑草、そういうふうなのを何とか取ってくれんやろかというふうな御意見も出ておりました。議会側の答弁としては、そのときは、もちろんその要請はしますが、地元も協力して、していただませんかというふうなお答えをしたところです。

そういうふうな地域の公園であったり、それから、ちょっとしたスポットのところに、いろんな花壇であったり、さまざまな花とかなんとかしていただいている、その管理をしていただいているのは地域の老人クラブであったり、それとか、振興会であったり、さまざまなところをお願いをしているわけですね。私は、一度もう一回そのあたりのリストをつくり直して、そして、これから何年単位になるのかわかりませんが、そういうふうなお願いというものをちょっとしていけばどうか。もちろん行政がしなければならないところは多々あると思いますよ。住民の手で負えないようなところは、しっかりと行政でやっていただく、そういうふうなところが必要だと思いますが、今後、そのあたり、景観を含めて、まちの花壇とかポケットパーク、そういうふうな管理についてのお考えを再度御答弁いただけますか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

市の管理しております公園については、リスト等は一覧表はつくっておりますので、そこに付随する形で、その後の維持管理をどうするかというのを、今回の御質問に応じて、少しうちのほうでも市のほうでも検討して、どういうふうなやり方がいいかというのを地元の方にもやはりアドバイスをいただきながら、適宜対応に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

5番議員の松田です。2点ほど質問をいたします。

議案説明資料の14ページ、ナンバー10の観光費のところですが、確認の意味で質問をいたします。道の駅鹿島整備事業ということで補正額18,000千円が計上されております。概要については駐車場の一部を整備するため実施するということになっておりますが、これは実施

設計料ですか、それとも、この18,000千円によって駐車場を実際に整備するのか、お伺いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

今回の補正予算で18,000千円計上している分は駐車場の実施設計の予算でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

設計料として18,000千円ということですが、実際、この道の駅鹿島の設計を当初から計画をされた中で、今回、駐車場の一部をまた整備するというので設計料が追加になっていますけれども、当初からこの計画の説明があったときに駐車場も具体的にどうするかというのが上がっていたと思います。その上にまた改めて18,000千円の設計料を計上して実施をすると。このことは具体的にどのようなことがあったのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

平成27年度に整備計画を策定いたしまして、整備計画では駐車場の整備を、干潟交流館の完成31年度末を予定しておりますけれども、その後市で単独で工事を行う計画となりました。その後、県の道路課との協議の中で、道の駅鹿島を一体型に変更して県と市と合同で行う方針となりました。その中で県の協力により、平成31年度末を予定しております干潟交流館の完成に合わせて駐車場の一部を整備するため、平成32年度に予定をしております駐車場の実施設計について、今回前倒しをして9月補正に予算を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

今回は、答弁のように、県のほうとの協力を得て新たにということでもありますけれども、そうであれば、今回の道の駅鹿島の整備事業として実施設計の委託料と実際事業にかかったときの費用というのは、当初の費用よりもやはり上積みになっていくのか、その辺は積算というか、されているのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

今回の実施設計は駐車場がメインの実実施設計となっております。費用につきましては、干潟交流館が3年間の工期で約4億円で、駐車場の整備が現在の概算で2億7,000万円、トータルでは、新年度予算特別委員会でも示したとおり、約810,000千円となっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それでは、この道の駅の最後の質問をしたいと思いますが、先ほど総事業費が全て入れて約810,000千円ということであったと思いますが、これは今回の補正の金額も含めた形であるのか、そして、この810,000千円の事業費の財源の内訳についてお伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

今回の実施設計の費用については、先ほど申しましたとおり、32年度に予定していたものを前倒しして実施するものでございますので、810,000千円の中には当然含んでおります。

それで、財源の内訳でございますけれども、干潟交流館については農山漁村振興交付金4億円のうち150,000千円が交付金となっており、あと公共施設建設基金が8,000千円で、交付金の事業債が58,500千円、一般財源は451千円となっております。

駐車場の整備につきましては、先ほど申したように、県との協力で実施する方針となっておりますので、この費用割合についてはこれからの県との協議の中で負担割合についても協議を行いまして、なるべく市の持ち出しが出ないような方法を協議していきたいと考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第45号 平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第45号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時15分から再開します。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第2 議案第46号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2. 議案第46号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

それでは、議案第46号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書と補正予算書に基づき説明いたしますので、お手元に御準備のほどよろしくお願ひします。

議案書は21ページとなっております。

今回の補正は、主に浄化センター運転管理業務委託料のほかの減額と全体計画変更及び事業計画認可変更並びに重点アクションプラン策定業務委託料の債務負担行為を行っております。

補正予算書で御説明しますので、お手元に御準備ください。

それでは、補正予算、その1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ30,638千円を増額し、補正後の総額を1,203,780千円といたすものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」によるものでございます。

また、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によります。

2 ページをお開きください。

2 ページと 3 ページは今回の歳入歳出補正予算でございます。

4 ページをお開きください。

債務負担行為補正でございます。事項、期間、限度額を掲載しています。詳細につきましては歳出の際に御説明申し上げます。

5 ページをごらんください。

第 3 表 地方債補正でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を掲載しており、限度額を275,600千円に変更するものでございます。

6 ページをお開きください。

6 ページと次の 7 ページは今回の補正の事項別明細書でございます。説明は省略させていただきます。

8 ページをごらんください。

歳入でございます。

4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金でございますが、今回の補正に伴い、162千円を減額いたしております。明細につきましては右の説明の欄のとおりでございます。

9 ページをお開きください。

7 款 1 項 1 目．公共下水道事業債でございますが、今回の補正に伴い、30,800千円を増額いたしております。明細につきましては右の説明の欄のとおりでございます。

10ページをお開きください。

ここからは歳出でございます。

1 款 1 項 1 目．総務管理費でございますが、今回の補正に伴い、財源の組み替え及び管路のストックマネジメント用システムの導入のために委託料2,795千円の増額を行っております。

2 目．維持管理費でございますが、雨水ポンプ場の修繕費及び燃料費の増額、また、マンホール蓋更新事業が補助事業で取り組まれることとなり、管渠補修工事の減額を計上しております。

3 目．浄化センター費でございます。浄化センターの運転管理業務委託料が確定いたしましたので、減額をいたしております。

11ページをごらんください。

1 款 2 項 1 目．建設事業費でございますが、主なものとして、13節．委託料及び15節．工事請負の増額によるものでございます。

13節．委託料はマンホール蓋属性情報調査業務委託料の計上と、全体計画変更及び事業計画認可変更並びに重点アクションプラン策定によるものでございます。全体計画変更及び事業計画認可変更並びに重点アクションプランにつきましては、雨水管理総合計画との整合性

をとるために不測の日数を要するために債務負担行為を行うことで委託料全体で38,000千円のうち、平成29年度は29,000千円、平成30年度は9,000千円として行うものでございます。

詳細につきましては、4ページ、債務負担行為補正になります。

15節. 工事請負費30,150千円の増額につきましては、下水道事業認可区域内での宅地開発計画が予想以上にあっており、それに伴う汚水幹線管渠築造工事の増額となっております。

2款1項1目. 元金でございますが、建設事業費の補正に伴う財源組み替えでございます。

13ページは債務負担行為の調書。

14ページにつきましては起債に関する調書を掲載しております。

以上、平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番中村一堯議員。

**○6番（中村一堯君）**

6番議員の中村です。11ページのほうで重点アクションプランの策定業務なんですが、議会でも説明があったり、議会報告会とかでもいろいろ御意見が出ていましたけど、この事業でまだ知らない方もいらっしゃるので、改めてこの説明というのをいいでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

山浦環境下水道課長。

**○環境下水道課長（山浦康則君）**

お答えします。

平成29年度、今年度から平成30年度、来年度にかけまして、全体事業計画を行っていくわけですが、その中で祐徳門前地区を早期着手できるように重点アクションプランの策定を行いまして、国の認可といいますか、取り組みの許可といいますか、早急にとって早期着工できるような計画をつくることになります。

**○議長（松尾勝利君）**

6番中村一堯議員。

**○6番（中村一堯君）**

門前ら辺の下水道の早期着工ということでしたけど、さっきこの計画が少しおくれるということで、雨水事業計画かな、それとの関連性とか、その辺についてはなぜおくれるんでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

山浦環境下水道課長。

**○環境下水道課長（山浦康則君）**

お答えします。

当初、雨水公共下水道を進める上で雨水管理総合計画というものをつくっております。それをもとに認可区域の許可をとっていくわけですけれども、国交省のほうと打ち合わせしたら、全体計画の中に詳細に策定して、それをもって変更認可の許可をいただくというふうな手続になってきますので、その分で不測の日数を要したということになります。簡単に言えば、当初、基本設計をしておいて、次に細部設計が必要だったということになります。そういう関係でございます。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

いろんな事業を進める上で、そういったことはやっぱりもう前もってわかっておかなかちゃいけないことで、出てきて、出てきてからのおくれ、おくれだと、これは市民の皆さんの生活に非常に影響を及ぼすので、いろいろしっかりとした計画を改めて考え、スケジュールとかをきちんと検討された上で事業をしていただきたいと思います。

ここの門前地区の下水道に関しては、ほかの商店街の活性化のための街環事業とかも関連してきますので、詳しくは一般質問でも質問を今度しようと思っておりますけど、もう一つ、この前の全協のときでもお話しいただきましたが、重点アクションプランと、きょうは出てきていないんですけど、未来型下水道について、ちょっとこれは将来的な展望になるかと思っておりますけど、その辺のことについて少し関連性を、関連があるからですよ、そこまでちょっとこの場でお話ししたいので、ちょっとそこら辺の未来型下水道と、この重点アクションプランとか、その辺についての関連のことについて話してもらっていいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

未来型下水道というのは、下水道本来の目的、汚水とか、雨水とかだけでなく、地域の産業に貢献するシステムの改造ということで国交省が取り組まれることとなっております。

鹿島市は、今、全体計画の見直しということで、汚水区域の縮小、668ヘクタールを521ヘクタールに縮小しようということで計画をして、下水道事業を10年で概成しようということで進めているところでございます。

そうした場合、汚水の処理場、浄化センターが最終目的の668ヘクタールの規模で計画をされていまして、縮小するに当たり、浄化センターも縮小という形になってきます。今5系列のうち2系列できていますので、そこで賄える量になりますので、その分を今度はあいた分を有効活用ということで汚泥の有効活用にはできないかということで、今、地域活力向上計画と、6月補正に提案して可決いただいた委託で、今、検討しているところです。

これは市内の汚泥を有効活用して、農業とか、あと商工業、観光まで含めた形で汚泥とほかのごみ、生ごみとかを有効利用して地域の産業に生かしていくことができないかということを検討する業務でございます。幸い事例としましては、鹿島市浄化センターの処理水は季別運転ということで、冬場は少し窒素分を高めて有明海に放流してノリの栄養の糧になっている。また、夏場は浜干拓のほうの稲作の農業用水として利用をされております。

こういうことをもう少し広げて、そこでつくられたお米がお酒になって、それが観光のほうにつながっていくというような形、そして、祐徳神社のほうにもお客さんが来ていただくというふうな循環する計画をつくっていくものでございます。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

ほかに質疑ありませんか。9番伊東茂議員。

**○9番（伊東 茂君）**

9番議員の伊東です。1点だけ。

11ページの建設事業費の工事請負費、これの先ほど説明のときに、金額は30,150千円の補正がついているわけですよ。汚水幹線管渠築造工事ほかということで、その説明の中で宅地計画が何か増加していて、それに伴いということやったですよ。じゃ、お答えできる分でもいいですけど、どこのあたりの地区、それと、これはどのくらいの広さですか。それをお答えいただけますか。

**○議長（松尾勝利君）**

山浦環境下水道課長。

**○環境下水道課長（山浦康則君）**

お答えします。

開発行為も含めてですけれども、予定されているところは大字納富分地区で行成と執行分あたりで、今現在、相談に見えられているのが5カ所ほどあります。広さ的にはちょっと、今、手元に資料ございませんけれども、戸数にすると、四、五十戸ぐらいの戸数が新しく計画をされているところでございます。

**○議長（松尾勝利君）**

9番伊東茂議員。

**○9番（伊東 茂君）**

この補正予算の金額を見て、ある程度戸数が多いんだらうなという気はしていたんですけど、40戸、50戸って結構な数ですよ。

今度は環境下水道課だけではなく、都市建設課にもかかわってくるわけですけど、住宅事情、市営住宅をまた新たに、今、建設をしていく。そういうふうな中で、そのあたりの関連、今後の市営住宅の入居者、それとか、市内の住宅の整備状況について、どういうふうな



考え方を持っていच्छやるのか。今後、もしかしたら、もっとこれが町部に集中してきて、旧鹿島町のほうになってくる可能性も考えられますよね。そのあたりどのように分析されていますか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

都市建設課のほうからは住宅の今後の計画含めての考え方ですけれども、基本、住宅の整備については、住生活の基本計画をつくっておりますので、見直し等もございしますが、今回の下水道等も含めて、やはり入居者の数、戸数の数がふえてくれば、それだけの使用する量等も勘案しなくてはなりませんので、ほかの部署との関連も含めて庁内での検討を連携をとりながら図って行って、適切な事業につながるように検討は行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございました。

そしたら、環境下水道課に戻りますけど、こういうふうに関補正で出てきたわけですね。今後もこういうふうなのがぽんぽんぽんと相談が来たとしますよね。補正をつけられるときはいいですよ。しかし、これが不動産業者の方とか、そういうふうな開発業者の方がもっと大きいのをぽんぽんぽんぽんつくっていくとしますよね、もしかしたら。そういうふうなときに、こういうふうな予算配分というか、補正的にどこまでが上限なんですか。そういうふうなことはないんですかね。そのあたりどうですか。よくわからないので、教えてください。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

上限というものはございませんけれども、下水道の認可区域に造成された場合、新しく建てられる場合は下水道につないでいただくということになっていきますので、その点は御理解していただいて、もし、そういう大きな計画があれば、計画の段階で事前に御相談くださいということ、造成されるというか、事業者の方には言っているところでございます。

今回こんなに多くなったのは、我々のちょっと見込みなんですけれども、平成31年度の消費税増税がございしますので、それに伴う駆け込み需要かなということで分析はしているところ

でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

予定としては平成31年の秋口だったろうと、消費税が10%に上がる予定ということですが、それを考えると、まだまだこれから来年度にかけて駆け込みというのは考えられますよね。ですから、そのあたり、もうそろそろ29年度の予算編成に着手をしていくでしょうけど、そのあたりも見込んだ中での予算編成をお願いしておきます。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

12番の徳村です。1点だけお伺いをいたします。

先ほどから浄化槽の新設ということで増額がしてありますけれども、大字納富分地区、バイパスの下から県道のほうまで枠が広がったと思いますけれども、実際、大字納富分地区の中で納富分地区の枝線、本管の工事というのはいつまでに完了する予定になっておりますか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

幹線工事としまして、西部中学校の交差点、ファミリーマートの交差点からバイパス方面に向かって、今、工事を発注しておりますけれども、その工事自体は3月には完了予定と考えております。

枝線については、今後、来年度になるかなということで考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

それで、大字納富分地区というのが下水道の範囲でもう網かけをされていると思いますけれども、今後、全て下水道に接続という形になっていくんだらうと思いますけれども、今の現状で浄化槽の補助が出る地域というのは大字納富分地区でございませうか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

浄化槽の基本的な補助の考え方としましては、下水道区域外のところは合併浄化槽の補助対象となってきますので、まだまだ大字納富分地区には事業認可区域に入っていない部分がございますので、その部分につきましては補助対象となっておりますかと思えます。詳細については、入り込んでいますので、今ここではちょっと申し上げられませんが、もし、問い合わせがある場合は、番地などを聞いてきちっとした回答をしているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほど番地とか、区分けがしてあるということでしたので、ぜひその資料を提出できるようであれば、私もいただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第46号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第46号は提案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第47号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第47号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第47号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

議案書は22ページです。

お手元に配付の補正予算書により御説明いたしますので、補正予算書の御用意をよろしく  
お願いいたします。

今回の補正は、平成28年度の決算の確定に伴うものです。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ854千円を追加し、補正後の予算の388,105  
千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、2  
ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりです。

4 ページをお開きください。

4 ページと次の5 ページは今回の補正予算の事項別の明細となっております。

6 ページをごらんください。

歳入でございますが、4 款 1 項 1 目の繰越金の増額であります。内容は平成28年度の決算  
に伴いまして、繰越金854千円の増額をするものです。これは保険料のうち平成29年4月か  
ら5月の出納整理期間に納付いただいた分でございます。

7 ページをお開きください。

歳出です。2 款 1 項 1 目の後期高齢者医療広域連合納付金ですが、歳入と同額の854千円  
を増額いたしております。これは歳入で計上した保険料854千円を広域連合へ支出するもの  
で、後期高齢者医療保険料等納付金を増額するものです。

以上で議案第47号の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたし  
ます。

○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第47号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第47号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第48号

##### ○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．議案第48号 鹿島市中村住宅整備事業の事業契約締結についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩下都市建設課長。

##### ○都市建設課長（岩下善孝君）

都市建設課のほうからは議案第48号 鹿島市中村住宅整備事業の事業契約締結について御説明いたします。

議案書は23ページ並びに議案説明資料は19ページをお開きください。

まず、議案書23ページにお示ししています提案理由といたしましては、鹿島市中村住宅の整備に関し、その設計、建設、維持管理及び運営に係る事業契約を締結したいので、今回、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法の第12条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

事業名は、鹿島市中村住宅整備事業で、事業場所は、中村区の旧鹿島警察署跡地でございます。事業期間は、議会の議決の日から平成61年3月31日まで30年間の計画でございます。契約金額は1,074,084,568円。契約方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約。契約の相手方は、北鹿島中村住宅株式会社様でございます。

次に、議案説明資料19ページを御説明いたしますので、ごらんください。

まず、1番目の事業の概要につきましては、事業名は先ほど御説明いたしましたとおり、鹿島市中村住宅整備事業でございます。

次に、建物の概要でございますが、建物は鉄筋コンクリートづくり地上5階建て、面積は延べ床面積2,941.29平方メートル、建築面積は702.86平方メートル、外壁は複合塗剤RE、屋根は改質アスファルト防水、最高軒高が14.80メートル、最高高さが15.40メートルで整備する予定でございます。

次に、維持管理、運営の主な業務の範囲でございますが、2点ございます。まず、1点目は鹿島市中村住宅の施設及び整備の維持管理に関する事。そして、2点目は鹿島市中村住宅の施設利用者管理等の運営に関する事。以上となります。

次に、2番の仮契約までの経過でございますが、時系列で御説明いたします。

4月24日、募集要項等の公表として公募公告を行っております。

5月25日、公募参加者から応募表明書等の受け付けを行い、1名が応募表明され、この公募参加者は中島建設グループさんで、代表企業は鹿島市の中島建設株式会社様でございました。

5月31日、公募参加者の参加資格審査を行いました。

6月2日、公募参加者へ参加資格適格通知書を送付いたしました。

6月5日、予定価格として税込み金額1,076,000千円を公表いたしました。

7月6日、公募参加者から提案書等の提出がなされました。

7月7日、改札の結果、税込み金額1,074,084,568円で中島建設グループさんが応募されました。

7月19日、応募者ヒアリングを実施して優先交渉権者の選定を行いました。

7月21日、優先交渉権者を決定し、公表いたしました。その優先交渉権者は中島建設グループ様でございました。

8月9日、市と優先交渉権者で基本協定を締結いたしました。

8月18日、優先交渉権者がSPC特別目的会社を設立されました。

8月30日、市とSPC特別目的会社で仮契約を締結いたしました。

以上が事業の全体概要でございますけれども、建設時に係る財源につきましては社会資本整備総合交付金を活用する計画といたしております。

なお、今回の中村住宅整備に関する事業の提案は、市内の民間企業の数が8割以上で組織されたSPC特別目的会社のノウハウを結集していただいた素晴らしい内容になっていると判断をいたしておりますので、完成後は鹿島市の発展に大きく寄与していただけるものと考えております。

以上で御説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

ただいま提案されております件で今までいろいろと論議をしてきました。1つだけ、私ちょっとよくわかりませんので、お尋ねをしたいと思います。契約金が1,074,084,568円ということですが、このお金の流れはどうなっていくんですかね。ちょっとその辺について詳しく御説明をお願いします。

**○議長（松尾勝利君）**

岩下都市建設課長。

**○都市建設課長（岩下善孝君）**

お答えいたします。

これはこの建設に当たっての事前の全員協議会等で少しお話ししたと思っておりますけれども、金額の大きな項目でお話ししたほうがいいと思っておりますので、項目として大きく3点に分けて議会のほうにはお示したという経過があると思っております。

1つ目が設計費、そして、2つ目が工事費、そして、大きな項目で3つ目が維持管理費ということで、合計額が先ほどの答弁をしました内容になります。

以上です。（発言する者あり）

金額の中身でよろしいですか。（「お金が、契約で普通は市からぼって出すんですけど、これだけの金額のどこから流れてくるんですか」と呼ぶ者あり）

はい、わかりました。金額の中身につきましては、まず、建設に係る金額については国庫の、先ほどお示ししました補助金、社会資本整備総合交付金で国庫補助を受けます。よろしいですか。そして、あと30年間の維持管理になりますので、あとはその建設費の費用とあと維持管理費が出てまいりますので、管理運営の維持費が出てきますので、そこは市のほうからSPCのように大きく2つの費目に分けて、建設費は建設費の残金の30年間に分割して、そして、維持管理費は毎年度の維持管理費を委託料として市のほうからSPCにお支払いするということで計画をいたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

結局、一遍に市が出せないの、どこからか持ってくるわけでしょう。その金をどこからどう持ってきてやるのか、するのかということですよ。国庫補助もあるでしょう。それがどのくらいか。で、ほかにどこから持ってくるのか。それを恐らく前もってやらんと、仕事できませんからね。さっき30年に分けてという、30年に分けて払うのなら、市が直接してもいいわけですが、そのところを教えて——初めての出来事ですからわかりませんので、その辺についてもう一回、私の質問が悪いですか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

まず、先ほど申しました建設に係る費用で国庫補助を受けるというものです。御説明したと思いますけれども、それが建設の部分の費用として国のほうから、率で申したほうがわかると思いますけど、45%を国からいただいて、残りの55%はSPC、民間のほうで借り入れをしていただくということがまず基本になってまいります。で、先ほど答弁しました差引きのまずは建設費、これは分割して市のほうからSPCのほうにお支払いをするということで建設費のほうは御理解いただきたいと思います。

そして、あと一つ、維持管理費については、これは維持管理、運営ということで、30年間の委託料ということで市のほうから毎年賄ってSPCにお支払いをしていくということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

大体これだけの45%国庫補助、あと55%を借り入れてということで、その分が冒頭行くわけでしょう。この会社に行くわけですね。あと、それじゃ、建設費を市が途中というのは、これの全体に対して返済していくという形でいくわけでしょう。足りないからずっと市が入れるということじゃないでしょう。総額はこれだけでいいわけでしょう。じゃ、その総額は結局国庫補助とこの会社が借り入れたお金でやるということですね。建設費の云々というのはあとずっとこのお金に対して払うということですよ。わかりました。

何かいろいろおっしゃるから、この分だけでずばり言ってもらったらわかったんです。私の頭でなかなか判断できませんでしたので、申しわけありませんでしたが、わかりました。ありがとうございました。

30年ですから、いろんな不安もあると思いますが、その辺についてはこれからの取り組みだと思います。私たちが最後まで責任持てる期限じゃありませんが、よりよいものにしてもらえればと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第48号 鹿島市中村住宅整備事業の事業契約締結については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第48号は提案のとおり可決されました。

12時になりましたが、このまま続けます。

日程第5 議員提案第1号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5. 議員提案第1号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。



提出者を代表して、提案理由及び改正内容の説明を求めます。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

13番議員福井正でございます。提案理由及び改正内容の説明をいたします。

議員提案第1号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び改正内容の説明をいたします。

それでは、議員提案の議案書1ページをごらんください。

提案理由は、議員の職責及び議会に対する市民の信頼を確保するため、議員が会議等を長期欠席した場合に報酬及び期末手当を減額できるようにしたいので、この案を提出するものであります。

次に、議案書の3ページをごらんください。

附則、この条例は、平成29年11月1日から施行するものでございます。

次に、議員提案の説明資料の1ページからの新旧対照表をごらんください。

第1条から第5条までについては改正はございません。

第5条の次に第6条から第8条までの3条を加えるものであります。

改正の主な理由は、議員報酬と期末手当の減額支給、減額対象となる会議と欠席期間に応じた支給割合及び減額の適用除外の条文を加えるものであります。

欠席期間に応じた支給割合は、欠席期間が90日を超え180日以下のときは100分の80とし、180日を超え365日以下のときは100分の70とし、365日を超えるときは100分の50とするものでございます。

議案書の1ページをごらんください。

提出者、鹿島市議会議員杉原元博、同じく片渕清次郎、同じく樋口作二、同じく中村和典、同じく松田義太、同じく中村一堯、同じく稲富雅和、同じく勝屋弘貞、同じく伊東茂、同じく松本末治、同じく光武学、同じく徳村博紀、同じく松尾征子、同じく角田一美、同じく福井正。

以上で提案理由及び改正内容の説明を終わります。

○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議員提案第1号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議員提案第1号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明16日から18日までの3日間は休会とし、19日午前10時から決算審査特別委員会を開き、付託をされました議案の現地調査を行います。

翌20日、22日、25日は決算審査特別委員会で審査を行い、次の会議は28日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時6分 散会